ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

茨城労働局
栃木労働局
群馬労働局
発表
令和５年 12 月 26 日

担当
茨城労働局労働基準部監督課
課　長　尾畑　宏忠
（電話）029-224-6214
栃木労働局労働基準部監督課
課　長　梅村　渉介
（電話）028-634-9115
群馬労働局労働基準部監督課
課　長　五十嵐　勇樹
（電話）027-896-4735

# 北関東の３労働局が合同で実施した年末建設一斉監督の結果について

**～387 の建設現場に対し一斉監督を実施し、約 53%の現場で法令違反～**

北関東の３労働局（茨城労働局・栃木労働局・群馬労働局）では、令和５年 12 月１日から 12 月 14 日までの間、建設工事に対する一斉監督を実施しました。

建設業においては、年末は工期に間に合わせるため現場内での安全衛生活動がおろそかになるおそれがあり、労働災害の発生が懸念されるところです。このため、北関東３労働局では、年末の時期における建設工事の労働災害の防止のため、集中的に監督指導を実施したものです。

本件の監督指導の実施結果については、別添１、別添２のとおりです。

**【年末建設一斉監督結果の概要】**

**１　実施期間　　令和５年 12 月１日（金）～12 月 14 日（木）**

**２　指導現場数　387 現場**

**３　違反現場数　206 現場（違反率 53.2%）**

《使用停止等命令》

労働安全衛生法に基づく立入禁止命令等　42 現場（10.9%）

**４　違反件数　　計 304 件**

《主要違反事項》

墜落災害の防止に関する違反　　108 件（35.5%）

建設機械災害の防止に関する違反　　38 件（12.5%）

別添１

## １　令和５年度北関東３労働局一斉建設現場監督指導実施結果

| | 茨城局 | | 栃木局 | | 群馬局 | | **3局合計** | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 監督実施工事現場数 | 173 | | 90 | | 124 | | **387** | |
| うち違反工事現場数（違反率%） | 108 | 62.4% | 39 | 43.3% | 59 | 47.6% | **206** | **53.2%** |
| うち使用停止等命令書交付現場数（交付率%） | 26 | 15.0% | 6 | 6.7% | 10 | 8.1% | **42** | **10.9%** |

## ２　主要違反事項の内訳

主要違反事項の内訳をみると、墜落災害の防止に関する違反が 108 件（35.5%）と最も多く、以下、建設機械災害の防止に関する違反 38 件（12.5%）、飛来・崩壊災害の防止 23 件（7.6%）、作業主任者選任と職務履行確保に関する違反 22 件（7.2%）の順で多くなっています（グラフ参照）。

グラフ　北関東３労働局一斉建設現場監督指導実施結果（主要違反事項別）

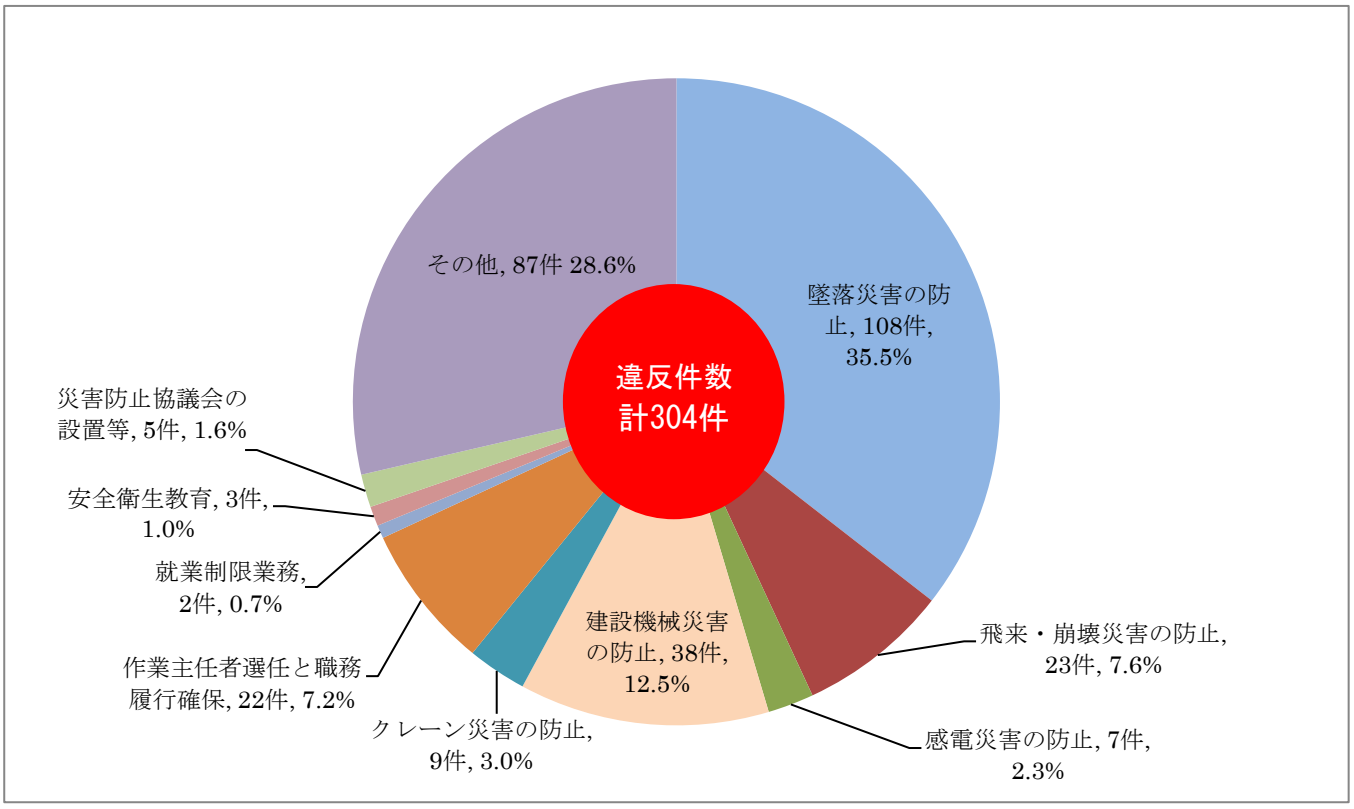


※主要違反事項を複数計上しているので、違反現場数と違反件数は一致しない。

別添２

【具体的な違反事例】

| 事項 | 違反事例 |
|---|---|
| 墜落災害の防止 | ・建物５階部分（高さ２メートル以上）の作業床の端で作業が行われていたが、手すりの設置等墜落防止措置が取られていなかった。（安衛則 519 条）<br>・屋上に上がる仮設通路に手すり等を設けていなかった。（安衛則 552 条） |
| 飛来・崩壊災害の防止 | ・足場について、高さ 10 センチメートル以上の幅木やメッシュシート等の物体の落下を防止する措置を取っていなかった。（安衛則 563 条）<br>・足場について、最大積載荷重を表示していなかった。（安衛則 562 条） |
| 感電災害の防止 | ・アーク溶接ホルダー絶縁部分が破損したものを使用していた（安衛則 331 条） |
| 建設機械災害の防止 | ・ドラグ・ショベルのバケットを地上に下ろさず、運転者が運転位置を離れていた。（安衛則 160 条）<br>・クレーンモードに切り替えずに、ドラグ・ショベルで荷のつり上げ作業を行っていた。（安衛則 164 条）<br>・ドラグ・ショベルで作業を行うにあたり、あらかじめ作業計画を定めずに作業を行っていた。（安衛則 155 条） |
| クレーン災害の防止 | ・移動式クレーンによる資材運搬を行う際、立入禁止区域を設けず、作業員がクレーン周囲で作業を行っていた。（クレーン則 74 条） |
| 作業主任者選任と職務履行確保 | ・金属アーク溶接等の作業において、特定化学物質作業主任者を選任していなかった。（特化則 27 条）<br>・足場の組み立て等作業主任者の職氏名や職務を掲示していなかった。（安衛則 18 条） |
| その他 | ・手持ち式グラインダーで金属の研磨を行う際、防じんマスクを着用していなかった（粉じん則 27 条） |

※安衛則：労働安全衛生規則

クレーン則：クレーン等安全規則

粉じん則：粉じん障害防止規則